

臨時措置期間延長

当面の間

「もやせるごみ」を
指定袋以外の袋でも出すことができます！

8月13日に発生した千葉豪雨災害の影響により、しばらくの間、被災された方がごみを多く排出するような状況も考えられることから、「もやせるごみ」を出せる臨時措置を延長します。

使用できるごみ袋

- ・透明または半透明の袋
(15～45ℓ以内のサイズ)
 - ・「もやせるごみ」の指定袋
- 〔「もやせるごみ」以外の指定袋は除きます。〕



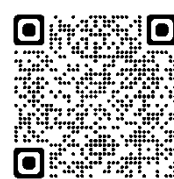
使用できないごみ袋

- ・黒色等の中身の見えない袋
- ・破れやすい袋
- ・他市区町村の指定袋
- ・紙袋・段ボール
- ・町内清掃用ごみ袋
- ・小さいレジ袋



※「もやせるごみ」以外は通常どおり市指定ごみ袋でお出ください。

※収集日・分別方法に変更はありません。



問い合わせ先： 佐倉市 廃棄物対策課 ☎ 043-484-6149